

岸和田市立桜台中学校PTA規約

第1章 名称と事務所

第1条 本会は、岸和田市立桜台中学校PTAと呼び、事務所を岸和田市立桜台中学校に置く。

第2章 目的及び行動

第2条 本会は、生徒の幸福実現をめざし、会員の研修・相互理解を深めるために活動することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

1. 生徒の教育振興、福祉増進のため活動する他の団体や機関と協力する。
2. 会員の教養を高めること。
3. その他、目的を達成するための必要な活動をする。

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、特定の政党や宗教にかたよらず、また、営利を目的とする事業を行わない。

第3章 会 員

第5条 本会は、下記の会費を以て組織する。

1. 本校に在籍する生徒の父母、または保護者。
2. 本校の職員
3. 本会の趣旨に賛同し、実行委員会が入会を承認したもの。

第6条 本会会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第4章 経 理

第7条 本会の経費は、会費、寄付及びその他の収入を支弁する。

第8条 会費は年間3000円とする。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

第10条 本会に下記の役員を置く。

1. 会 長 1名 保護者から
2. 副会長 2名 保護者から
3. 書 記 2名 保護者から1名、教職員から1名
4. 会 計 2名 保護者から1名、教職員から1名
5. 会計監査委員 2名 保護者から

第11条 役員の実任は、次のとおりとする。

1. 役員の実任は総会で行い、指名委員によって指名された候補者及び当日議場から指名された各役員の実任者の中から、無記名投票多数決により選出する。ただし、会計監査委員は第13条に定める。
2. 役員の実任期は1ヶ年を原則とする。ただし、再任は妨げない。
3. 役員の実補欠については、細則で定める。

第12条 役員の実任務は、次のとおりとする。

1. 会 長 本会を代表し、総会、実行委員会、各種委員会を招集し、会議の議長となる。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に支障のある時は、その代理を務める。
3. 書 記 本会に関する記録、通知、その他の書類を保管する。

4. 会 計 予算案作成、収入・支出の記録と領収書の保管、会計監査委員の監査を経て、総会の決算報告をする。
5. 会計監査委員 本会の経理を、年2回監査する。

第6章 会計監査

- 第13条 本会の経理を監査するために、学級委員の中より2名の監査委員を置く（ただし、学年委員長は除く）。
- 第14条 定期会計監査は、9月末と3月末に行うほか、必要に応じて随時行うことができる。
- 第15条 会計監査の結果は、総会において報告する。

第7章 指名委員会

- 第16条 役員候補者を指名するために、指名委員会を組織する。
- 第17条 指名委員の数と選出方法及び任務については、細則で定める。
- 第18条 指名委員会は、その任務が終了したときに自然に解任される。

第8章 委員会

- 第19条 本会は、第3条の事業（活動）を行うために、次の常置委員会を置く。
 1. 実行委員会
 2. 専門委員会
 3. 学年委員会
- 第20条 委員会の詳細は、細則で定める。

第9章 会 議

- 第21条 本会は、下記の会議を開く。
 1. 総会
 2. 実行委員会
 3. 専門委員会
 4. 学年委員会
- 第22条 総 会
 1. 総会は、全会員を以て組織され、本会の最高決議機関である。
 2. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年1回開催する。臨時総会は、会長または会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。
 3. 総会は、会員の現在数の5分の1以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を以て出席にかえることができる。
 4. 総会は、予算、決算、役員その他重要な事項を決議する。
 5. 総会の議事は、出席会員の過半数で決める。
- 第23条 実行委員会は、会長が必要と認めた時、または、構成員の4分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第24条 各委員会は、それぞれ各委員長が招集する。
- 第25条 各委員会の決議事項は、会長に報告する。

第10章 附 則

- 第26条 本会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て決める。

第11章 改 正

- 第27条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

細 則

- 第1条 実行委員会
1. 構成
役員 9名（学校の職員の書記・会計を含む）
地区委員 若干名
（ただし、会員の増加により、委員数を増加することができる）
校長・教頭
 2. 任 務
イ. 事業計画の立案及び連絡承認
ロ. 議案に提出する議案、報告などの作成
ハ. 会の総合的な事務、事業などについての協議と運営
- 第2条 学年委員会
1. 学年別行事の実施時など必要に応じて、生徒が所属する学年の実行委員と担当学年の教職員を以て組織する。
 2. 任 務
イ. 学年と家庭の連絡を密にし、生徒の福祉に寄与する。
- 第3条 専門委員会
1. 組 織
上記の学級委員（ただし、学年委員長を含む）及び地区委員と学校担当教職員を以て組織する。各専門委員会は、委員の互選により、地区委員から委員長を選ぶ。
 2. 種別と任務
イ. 環境整備 生徒の教育的な環境、施設、設備、通学路の整備向上に努める。
ロ. 健康安全 講習会（研修会）、見学会、スポーツサークル活動などを催し、
補 導 会員ならびに生徒の健康安全の増進をはかる。地域ぐるみの校外生徒指導のため、校外補導や情報の交換により生徒の健全育成に協力する。
ハ. 広 報 会員に対して、情報の伝達、意見の交換に努め、各種委員会の活動状況などを広報する。
ニ. 文 化 会員の文化向上のため、講演会、研修会、社会見学、文化サークル活動を催し、また、地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
- 第4条 指名委員会
1. 実行委員会の委員から代表数名、教職員より代表1名を以て組織する。
 2. 指名委員の合議により、指名委員長を決める（保護者から）。
 3. 任 務
イ. 役員候補者を指名する。
ロ. 指名委員は、指名に先立ち、本人の承諾を得ておく。
- 第5条 総会場からの指名
- 総会当日、指名委員の指名する候補者の他に、総会場から指名することもできる。この場合は、指名に先立ち、本人の承諾を得ておくこと。
- 第6条 役員補欠
1. 会長に欠員が生じた時は、副会長が昇格する。
 2. その他役員に欠員が生じた時は、実行委員会がそれを補充する。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 細則の改正
1. この細則は、実行委員会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。
 2. 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

附 則

本規則は、昭和55年5月1日よりこれを実施する。

昭和57年5月6日、一部改正

昭和58年5月4日、一部改正

平成5年4月16日、一部改正

平成29年4月21日、一部改正

令和5年4月14日、一部改正

令和6年4月、一部改正